

山梨地方最低賃金審議会
令和2年度 第3回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和2年7月31日（金）午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所：山梨労働局 1階大会議室
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員
事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

- (1) 資料説明
(2) 山梨県最低賃金改正決定審議
(3) その他

5 審議会内容

(指導官)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全ての部会員の皆様に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議できますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 議事（1）資料説明 】

(反田部会長)

皆様御苦勞様です。

それでは、早速、審議に入ります。

議題（1）の資料説明を事務局からお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

着座にて失礼します。

初めに、お手元に配布している資料の説明の前に、先日、第2回の専門部会の際に使側の委員の方から、一人親、シングルマザーの関係で質問がありまして、それにつきまして、労側から本日、会議開催前に資料をいただきましたので、それをコピーして配布させていただいておりますので、後ほど御確認をお願いします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

これは、本日の午前に、当局が発表したばかりの令和2年6月分の「労働市場の動き」の資料です。

上の方の四角で囲まれたところに特徴点が記載されておりますが、有効求人倍率は0.97倍となり、前月から0.05ポイント低下して、1倍を下回りました。

有効求人倍率が1倍を下回るのは、平成27年9月以来4年9か月ぶりのこととなっております。

また、新規求人倍率は1.51倍で、前月に比べて0.22ポイントの低下、正社員有効求人倍率は0.65倍で、前年同月に比べて0.23ポイントの低下となっております。

概略のみですが、以上でございます。

(反田部会長)

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事(2)山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

続きまして、議題(2)の山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、事務局から、審議会場につきまして、説明をお願いします。

(賃金室長)

例年、金額について御審議いただく際には、労側、使側の委員の皆様には、それぞれ別の部屋に待機いただき、公益委員に各部屋を回っていただいて、各側の意見を聴取していただいております。

しかしながら、労側、使側の委員の皆様にご待機いただく部屋は手狭で、当該部屋にさらに公益委員の皆様と事務局の職員が入りますと、「3密状態」となり、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から好ましくありません。

このため、本年度につきましては、労側、使側の委員の皆様にご、この1階大会議室に足をお運びいただき、この部屋におきまして、公益委員の皆様と金額折衝を行っていただきたいと考えております。

当局におきまして、この会議室以外に、大きな部屋を確保することができず、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、労側の委員の皆様にご待機いただく部屋は「4階の相談室」、使側の委員の皆様にご待機いただく部屋は「3階の相談室」を予定しておりまして、ご待機いただく際には、事務局がご案内いたします。

また、公益委員による各側の金額折衝を行っていただく際には、それぞれご待機いただいている部屋に事務局がお呼びに参りますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、議事(2)の山梨県最低賃金改正決定審議に入ります。

前回の専門部会におきまして、労使双方から基本的見解を主張していただきました。

これにつきまして、特に追加変更する点はございますか。

(労働者側委員)

(特になし。)

(使用者側委員)

(特になし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

公益委員からは何かありますか。

(公益側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度は、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額だけ表明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

(労働者側委員)

837円から、プラス15円の改定を求めたいと思っております。

(反田部会長)

それでは、使用者側、お願いします。

(使用者側委員)

中央の審議会の判断もあるとおり、現下の状況を勘案しますと、据え置き、0円ということです。

(反田部会長)

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

従前の例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝に入ります。

それでは、公益委員の打合せを行いたいと思いますので、大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦別室で待機をお願いします。

しばらくお時間をいただきまして、まずは、労働者側と折衝を行います。

それでは、ここで、いったん専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労側の主張

中央最低賃金審議会の公益委員見解である「現行水準維持が妥当」は、「イコール0円」ではない。

昨年の最低賃金の改定以後、消費税も物価も上がっている。

現行水準維持とは、実質の賃金、購買能力の維持と考える。「有額」であると認識している。

使側が重視すべきであると主張する「通常の事業の賃金支払能力」とは、個々の企業の支払能力ではなく、工業統計調査による付加価値額の状況を主とし、それに日銀短観の景況判断等を加味するものとされており、支払能力イコール利益ではない。

埼玉県を基準に物価や生計費等を計算し、各県の時給はどうあるべきかを算出した「リビングウェッジ」が、山梨県は890円である。

現行の最低賃金837円は、890円に対して94%の到達率である。

Bランクの県の平均は96%ぐらいで、まずはこれに追い付こうとすると差額が15円となり、これが主張する根拠である。

(2) 公益側見解

現在の経済情勢等を考えると、2桁の引上げは厳しい。現実的な数字を再検討してほしい。

3 使用者側と折衝

(1) 使側の主張

中央最低賃金審議会の「現行水準維持」の主語はあくまで最低賃金である。文面どおり読めば、0円が妥当。

支払能力イコール利益ではないとしても、付加価値がなければ、利益は発生しないし、儲からなければ賃金を払えない。

最低賃金が上がると、踏みとどまっている経営者が経営をあきらめてしまう。企業が事業継続できなければ、雇用を確保できない。

現状維持、0円が妥当である。

公労使の全会一致による0円、据え置きにメッセージ性がある。

他県の様子も見てみたい。使側としては10月1日の発効にこだわってはいない。

(2) 公益側の見解

地域の実情を踏まえ、地域間格差も考慮して、0円ではなく、1円上げる意味はある。

使側には、プラス1円を持ち帰って検討いただきたい。

(以上で金額審議終了)

(反田部会長)

専門部会を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしましたが、まだ労使の主張に大きな隔たりがありまして、本日は、これ以上詰めるのは困難であろうと思われま

す。労側には、後で使側の主張をお伝えしますが、使側には、来週の月曜日まで

に検討いただきたい課題をお伝えしてありますので、それを検討いただくということで、本日は、審議を打ち切り、お帰りいただくことといたします。

月曜日は、2時から、ここでまた開催いたしますので、よろしく申し上げます。

以上で、第3回目の専門部会を終了したいと思います。

本日の議事録の署名ですが、白倉委員と、一之瀬委員にお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまでした。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
